

新潟市東石山コミュニティハウス利用の決まり

東中野山小学校区コミュニティ協議会

住みよい地域社会のふれあいの場である「新潟市東石山コミュニティハウス（以下「ハウス」という。）」は、私たちみんなの施設です。

私たちは、ハウスの利用にあたって、お互いに仲良く、譲り合いの精神を持ち、防災に留意し、秩序を守り、みんなの公共施設及び環境を大切にして利用しましょう。

◇ <ハウスの機能>

地域住民の自治活動、文化、教養活動、保健、体育、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動の場となります。

◇ <ハウスの管理運営>

地域内の自治会、町内会はじめ各種団体の代表者等で構成する「東中野山小学校区コミュニティ協議会」が、新潟市から指定管理者の選定を受けてハウスの管理運営にあたります。

○ 利用できる時間

- (1) 利用できる時間は、原則として午前9時から午後8時45分までとします。
- (2) 利用時間区分は、次の3区分とします。

区 分	区 分
午 前	午前9時～午後0時45分
午 後	午後1時～午後4時45分
夜 間	午後5時～午後8時45分

◎利用時間の厳守

利用者は、午前、午後、夜間とも時間内に後始末を含め、使用を終了してください。ただし、やむを得ず時間延長する場合は、管理人の承諾を受けてください。

○ 休館日

- (1) 毎週月曜日（週の定休日）
- (2) 国民の祝日
- (3) 8月13日～8月16日の期間（お盆期間）
- (4) 12月29日～1月3日の期間（年末年始）

東石山コミュニティハウス

〒950-0821

新潟市東区岡山 149-6

電話・FAX 025-276-1630

○ 利用の手続きと利用許可及び取り消し

- (1) 利用の申し込みは、所定の用紙により利用料を添えて受付に提出してください。
受付で利用許可書を交付します。
定期的利用団体の申し込みは、毎年1月末までをお願いいたします。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後8時までとします。(休館日は受け付けません。)
- (3) 電話等による仮予約、取消しも可能です。
- (4) 利用の許可は、原則として申し込み順とします。
- (5) 東石山中学校区・東中野山小学校区の住民及び団体の利用が優先されます。
- (6) 取消しの際は、受付に速やかに申し出て、利用許可書を返還してください。

○ 利用にあたっての注意事項

利用者は、次の事項を厳守してください。

- (1) 利用責任者は、利用許可書を受付へ提出してから利用してください。
- (2) 退出の際は、整理・整頓・軽清掃を行い、各事項を点検確認の上、利用報告書を受付に提出してください。
- (3) 近隣及び他の利用者に、迷惑を掛けないように注意してください。
- (4) 利用時間は厳守してください。
- (5) 無断で、利用場所を変更したり、備品などを使用しないでください。
- (6) 指定場所以外での火気使用、施設内での喫煙はしないでください。
- (7) 無断で印刷物を配布したり、掲示をしないでください。
- (8) 設備、備品等を破損したときは、速やかに管理人に報告し、その指示に従ってください。(弁償していただくことがあります。)
- (9) 持込み使用した後のゴミ、空き容器、空きビン、空きカン等については、全て各自で持ち帰ってください。

○ 利用制限及び禁止事項

次のような目的の利用は許可しません。また、違反行為があったときは、直ちに許可を取消し、以後の利用を禁止します。

- (1) 公序良俗、秩序、風紀、環境などを乱すおそれのあるとき。
- (2) 建物、その他物件を汚損又は毀損するおそれのあるとき。
- (3) 利用目的がはっきりしないとき。

- (4) 営利を目的とすると認められたとき。
- (5) 販売行為（指定管理者が認めた場合は除く）
- (6) その他「東石山コミュニティハウス」の管理運営上支障があると認められたとき。
- (7) アルコール類の持込みは、事前に指定管理者の許可を受けてください。

○ 利用料

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例により「東石山コミュニティハウス」の利用者から利用料金を納入していただきます。（次の表のとおり）

区分	午前	午後	夜間	備考
時間 施設・利用料	午前9時～ 午後0時45分	午後1時～ 午後4時45分	午後5時～ 午後8時45分	
多目的ホール1	800円	800円	800円	56.25㎡
多目的ホール2	800円	800円	800円	56.25㎡
多目的ホール 1・2	1500円	1500円	1500円	多目的ホール1及び 2を連結して使用
会議室1	600円	600円	600円	36・0㎡
会議室2	600円	600円	600円	36・0㎡
会議室1・2	1200円	1200円	1200円	会議室1及び2を 連結して利用
会議室3（小）	500円	500円	500円	22・0㎡
和室	500円	500円	500円	21.8㎡

※飲酒を伴う利用の場合は、1日あたり1回、1000円の利用料を加算します。

○利用料

この「きまり」に定めがない事項は、細則によります。

付則

この「きまり」は、平成24年4月1日から施行する。

新潟市東石山コミュニティハウス利用のきまり 細則

東中野山小学校区コミュニティハウス協議会

1 利用の手続きと許可及び取消し

○ 申込み受付け → 許可

- (1) 一般的通常利用のもの-----利用月の3ヶ月前から、先着順で受け付ける。(管理人受付)
- (2) 定期的利用のもの-----毎年1月末までに申込みを受け、会長と管理人の話し合いによる。
- (3) 特別の申込み-----利用月の3ヶ月前から申込みを受け付ける

○ 利用取消し処置

- (1) 利用者の責任でない事由により、利用できなくなったとき、利用料金を還付する。
- (2) 利用開始の5日前(利用日を含む)までに利用の取り止めの申し出をした時利用料金を還付する。
- (3) 上記以外のもの-----利用料金は還付しない。

2 利用にあたっての注意

- (1) 利用者は、管理人より利用報告書用紙を受領する。
- (2) 退出時は、利用報告書を提出し、管理人の点検を受ける。
- (3) 夜間の利用者は、必ず管理人の立会い・点検を受ける。

3 利用の制限及び禁止

- (1) 営利目的(学習塾等)で月謝・受講料を取るものは、利用を許可しない。ただし教材費・資料費程度の会費制のものは、利用を許可する。
- (2) 展示・即売会等で、売上金の全額又はその一部を本会又は社会福祉関係団体への寄付を目的とする催しの利用については、上記「特別の申込み」として許可することができる。
- (3) アルコールの持込みは、良識の範囲にとどめること。
- (4) ダンス等は、ヒールカバーを着用するなど、床を損傷しないようにすること。
- (5) ピアノ・楽器類及びカラオケ・健康体操・エアロビクス等が近隣住民及び隣室に迷惑を及ぼすと判断されるときは、利用を禁止することがある。

- (6) 健康体操・エアロビクス等で幼児・子ども同伴で利用する場合は、予め別の部屋を保育室用として予約し、大人がきちんと一時保育すること。

4 利用料金関係

- (1) アルコール持込みを認められる場合

1日あたり1回、1,000円の利用料を加算する。

- (2) 利用料金の免除

全額免除は次のものに限る

- ・市が主催する事業に利用するとき
- ・東中野山小学校区コミュニティ協議会が主催する事業に利用するとき
- ・東中野山小学校・東石山中学校が利用するとき

5 その他

- (1) 利用時間の時間厳守

利用者は、午前・午後・夜間とも時間内に後始末を含め、使用を終了するものとする。

- (2) 出前等の取扱い

「東石山コミュニティハウス」内で飲食する弁当・飲食物等の注文並びに代金の支払いは、すべて利用者自身で行うものとする。

- (3) 利用者団体所有品の保管

花器等で指定管理者が承諾した物品を預かる場合は、所定の念書を提出して指定場所に格納すること。ただし、破損等が懸念されるものは、できる限り「東石山コミュニティハウス」に寄付していただきたい。

- (4) コピーの利用料金

1枚につき

10円（裏表印刷は2枚として計算）

付 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。